

企業版ふるさと納税について

令和3年9月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話: 03-6257-1421

メール: kigyou-furusato@cas.go.jp

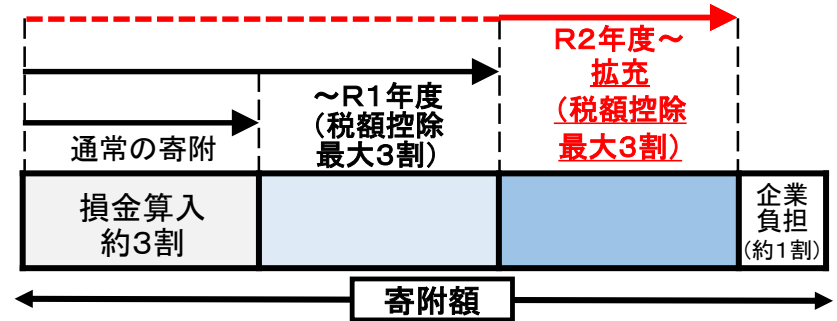
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

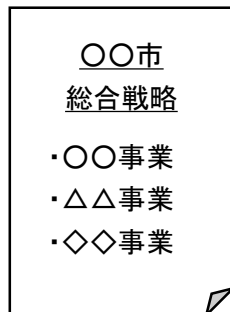


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

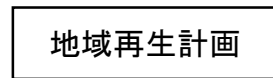
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



④寄附

③計画の認定



企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

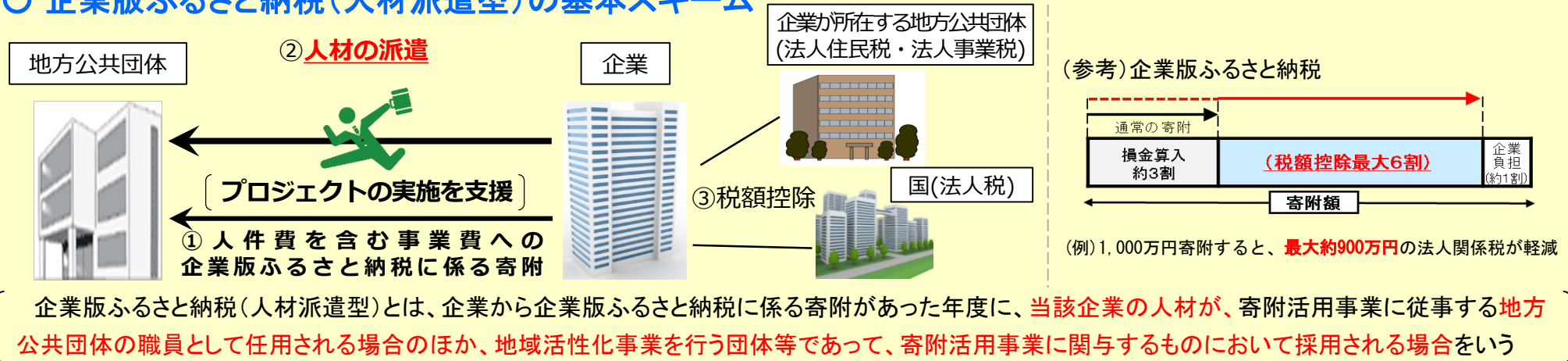


国
(法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,185市町村(令和3年度第2回認定後)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への**経済的利益供与の禁止**や、地域再生計画に記載する**効果検証の実施**に留意

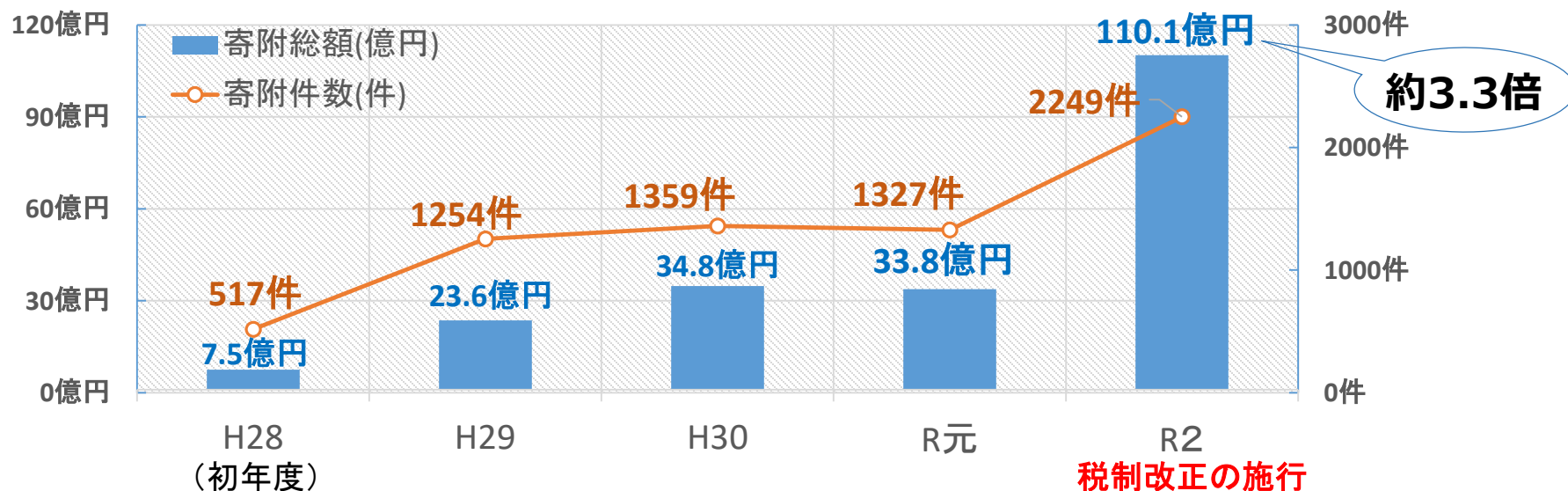
など

- 第一号として、岡山県真庭市が、令和3年4月1日から2年間、観光振興に関する事業のため、岡山市内の企業の人材1名を受け入れ
- 第二号として、新潟県が、令和3年6月1日から9ヶ月間、ICTを活用した地域課題解決のため、東京都内の企業の人材1名を受け入れ
- 第三号として、大阪府貝塚市が、令和3年7月1日から2年間、駅開発等のまちづくり事業のため、大阪市内の企業の人材1名を受け入れ
- 第四号として、熊本県が、令和3年8月18日から約11ヶ月間、脱炭素化推進事業のため、福岡市内の企業の人材1名を受け入れ

令和2年度寄附実績について

- 令和2年度の寄附実績は、**税制改正の大幅な見直しを踏まえ**、コロナ禍にあっても、金額・件数ともに**大きく増加**（金額は前年比**3.3倍**の**110.1億円**、件数は**1.7倍**の**2,249件**）
- 今後、一層の活用促進に向け、関係府省との連携等による**業界・企業への働きかけの強化**、地方公共団体等への**支援の充実**（**企業版ふるさと納税アドバイザー（仮称）の活用等**）等を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	209.7億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	6,706件



都道府県別の寄附受入れ実績（令和2年度）

- **ほぼ全ての都道府県で活用自治体数、金額が増加。**
- 寄附額全体の**対前年増加率(約33倍)を超える増加率**となった都道府県は、**26府県**。

（単位：件、百万円、団体）

	令和2年度			(参考) 令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
北海道	262	1,577.5	61	54	653.1	15
青森県	26	1,078.5	11	55	469.5	9
岩手県	57	372.7	11	33	88.6	6
宮城県	65	156.3	10	46	44.2	9
秋田県	38	68.6	9	39	29.6	7
山形県	38	67.9	8	42	23.4	6
福島県	43	182.3	16	12	11.9	6
茨城県	69	578.5	13	18	309.1	5
栃木県	18	54.5	6	5	15.7	4
群馬県	57	344.0	11	58	22.3	8
埼玉県	31	54.6	8	24	56.9	6
千葉県	36	119.0	11	20	16.9	4
東京都	15	16.1	3	12	4.7	2
神奈川県	28	101.6	7	16	54.8	6
新潟県	73	171.4	19	41	41.3	11
富山県	23	78.1	7	11	14.9	5
石川県	71	215.0	10	80	78.2	9
福井県	11	19.7	3	11	14.5	2
山梨県	11	38.4	5	9	3.4	3
長野県	67	244.9	31	75	153.6	21
岐阜県	55	125.5	12	23	31.6	6
静岡県	53	950.7	15	31	20.4	6
愛知県	23	593.2	13	5	1.5	5

	令和2年度			(参考) 令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
三重県	32	115.3	9	7	2.0	3
滋賀県	10	35.1	4	10	16.8	2
京都府	93	261.0	12	11	25.2	4
大阪府	55	117.0	6	33	20.6	8
兵庫県	81	147.2	16	65	100.7	13
奈良県	20	65.0	7	10	38.8	5
和歌山県	24	29.6	12	13	11.5	3
鳥取県	33	42.3	7	15	12.2	2
島根県	20	63.9	8	17	48.2	7
岡山県	69	342.6	20	119	222.0	15
広島県	70	659.2	12	25	93.5	6
山口県	20	23.7	4	8	2.0	3
徳島県	46	363.2	11	27	31.9	3
香川県	4	14.0	3	6	30.0	2
愛媛県	19	123.7	8	5	2.3	2
高知県	22	154.7	6	21	18.9	3
福岡県	75	214.7	14	31	57.0	11
佐賀県	49	102.1	11	15	287.2	6
長崎県	64	44.4	7	31	25.6	3
熊本県	74	416.1	15	13	16.2	6
大分県	29	59.6	9	8	15.6	3
宮崎県	48	75.8	9	31	39.0	5
鹿児島県	109	318.4	19	83	97.5	15
沖縄県	13	13.7	4	3	5.5	2
合計	2,249	11,011	533	1,327	3,380	293

※表内の赤色の箇所は、寄附件数全体の対前年増加率(約1.7倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附件数です。
 ※表内の青色の箇所は、寄附額全体の対前年増加率(約3.3倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附額です。
 ※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

寄附金の使い途、寄附額の分布（令和2年度）

寄附を活用した事業の分野別実績

事業分野	令和2年度 寄附活用額	(参考) 令和元年度 寄附活用額
しごと創生	4,212.6	2,178.0
地方への人の流れ	2,820.4	558.8
働き方改革	512.1	253.6
まちづくり	3,465.8	389.9
合 計	11,010.9	3,380.3

(参考) 災害対策・新型コロナ対策等への活用

○災害対策に関する事業 … 1,773.0 百万円

○新型コロナウイルス感染症対策に関する事業 … 885.6 百万円

<主な活用例>

- ・医療機関の院内感染防止のための施設整備費用を補助
- ・市内の幼稚園、保育園、小中学校、高校等へ消毒スプレーを配布
- ・医療機関、福祉施設職員等への支援金の支給
- ・文化芸術活動継続のため、公演・展示等への活動経費を補助

○DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に関する事業 … 49.2 百万円

寄附額の分布

1件当たり1千万円以上の各区分について、寄附額・件数ともに大幅に増加。1億円以上の寄附額も大幅に増加。
1件当たり100万円未満の寄附件数の（全体に占める）割合が減少

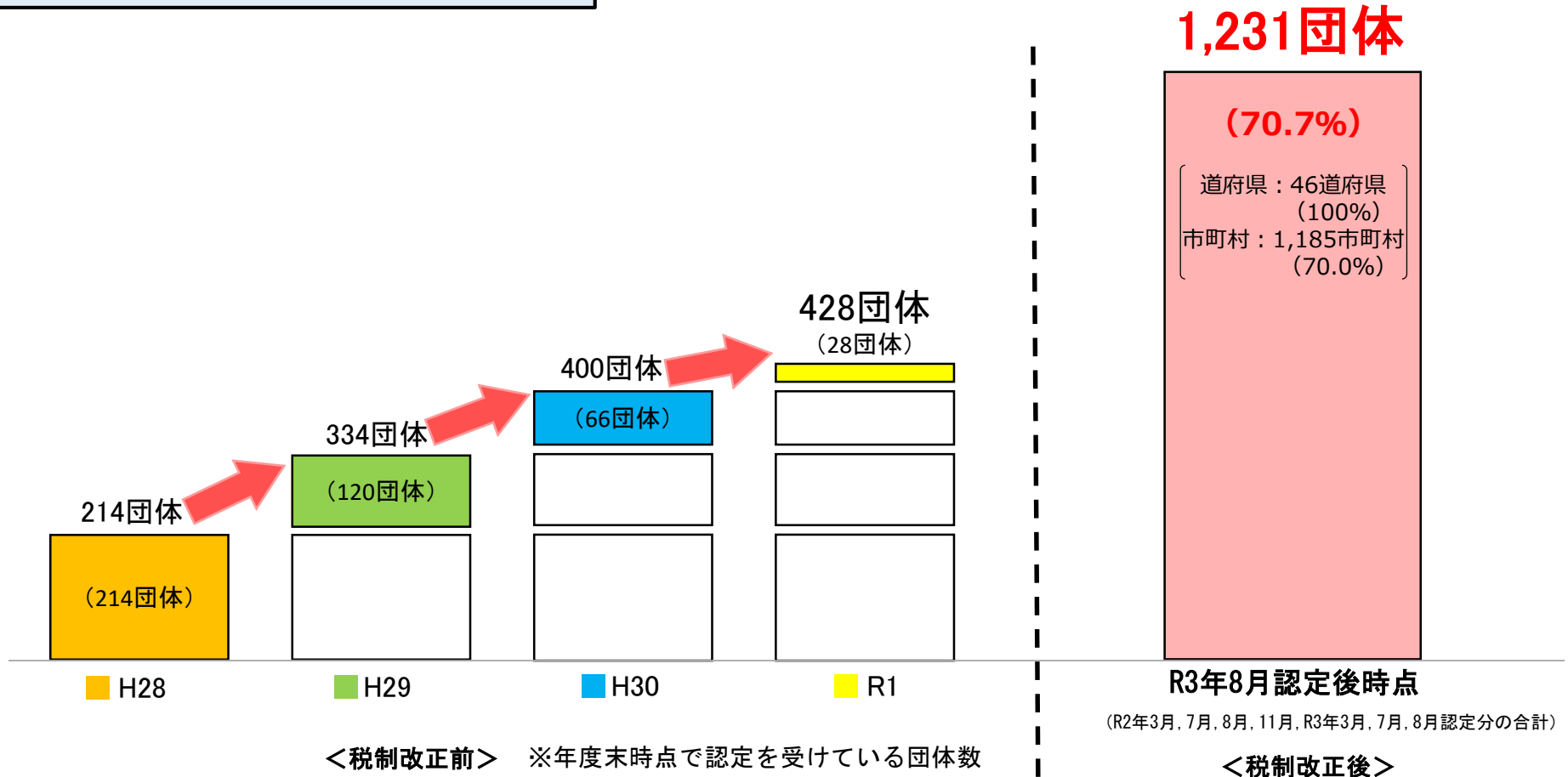
区 分	令和2年度		(参考) 令和元年度	
	件数	割合	件数	割合
1億円以上	15	0.7%	6	0.5%
5,000万円～1億円未満	21	増加 0.9%	8	0.6%
1,000万円～5,000万円未満	255	11.3%	45	3.4%
500万円～1,000万円未満	112	5.0%	51	3.8%
100万円～500万円未満	741	32.9%	347	26.1%
50万円～100万円未満	230	10.2%	155	11.7%
10万円～50万円未満	875	38.9%	715	53.9%
合 計	2,249	100%	1,327	100%

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。5

認定団体数の推移（令和3年度第2回認定後）

効力のある認定地域再生計画を有する団体数は1,231団体に増加し、道府県及び市町村全体の7割を超える
(令和3年8月20日時点)

効力のある認定計画を有する団体数



令和3年8月20日時点で効力のある認定計画を有する団体（都道府県別）（令和3年度第2回認定後）

区分	令和3年8月20日時点で効力のある認定計画を有する団体数			市町村数（注1）	認定市町村割合（A）	（A）の順位
	道府県	市町村	今回増加分			
北海道	1	115	(+5)	179	64.2%	33
青森県	1	37	0	40	92.5%	8
岩手県	1	25	0	33	75.8%	21
宮城県	1	22	0	35	62.9%	36
秋田県	1	14	(+1)	25	56.0%	40
山形県	1	22	(+2)	35	62.9%	36
福島県	1	30	(+1)	59	50.8%	45
茨城県	1	28	0	44	63.6%	34
栃木県	1	22	0	25	88.0%	15
群馬県	1	23	(+2)	35	65.7%	32
埼玉県	1	31	(+1)	59	52.5%	44
千葉県	1	35	(+2)	51	68.6%	29
東京都	-	3	0	29	10.3%	47
神奈川県	1	15	(+2)	26	57.7%	39
新潟県	1	27	(+1)	30	90.0%	9
富山県	1	12	0	15	80.0%	17
石川県	1	19	0	19	100.0%	1
福井県	1	13	(+1)	17	76.5%	20
山梨県	1	27	0	27	100.0%	1
長野県	1	41	(+2)	77	53.2%	43
岐阜県	1	31	(+1)	42	73.8%	23
静岡県	1	31	(+3)	35	88.6%	13
愛知県	1	37	(+1)	54	68.5%	30
三重県	1	20	(+1)	29	69.0%	28

（注1）市町村数は、制度の対象外となる市町村を除いたもの

区分	令和3年8月20日時点で効力のある認定計画を有する団体数			市町村数（注1）	認定市町村割合（A）	（A）の順位
	道府県	市町村	今回増加分			
滋賀県	1	14	0	19	73.7%	24
京都府	1	21	0	26	80.8%	16
大阪府	1	24	(+1)	43	55.8%	41
兵庫県	1	29	0	41	70.7%	25
奈良県	1	38	0	39	97.4%	4
和歌山県	1	27	(+1)	30	90.0%	9
鳥取県	1	12	0	19	63.2%	35
島根県	1	11	0	19	57.9%	38
岡山県	1	24	0	27	88.9%	12
広島県	1	16	0	23	69.6%	27
山口県	1	17	0	19	89.5%	11
徳島県	1	16	(+1)	24	66.7%	31
香川県	1	15	0	17	88.2%	14
愛媛県	1	15	0	20	75.0%	22
高知県	1	24	0	34	70.6%	26
福岡県	1	33	(+2)	60	55.0%	42
佐賀県	1	20	0	20	100.0%	1
長崎県	1	20	(+1)	21	95.2%	6
熊本県	1	35	(+2)	45	77.8%	18
大分県	1	17	0	18	94.4%	7
宮崎県	1	25	(+1)	26	96.2%	5
鹿児島県	1	33	(+1)	43	76.7%	19
沖縄県	1	19	(+1)	41	46.3%	46
合計	46	1,185	+37	1,694	70.0%	-

総

説

禁止される具体例の例示

【Q5-1-1】(拡充)

許容される具体例の例示

【Q5-1-2】(拡充)

個別事例の詳細

契約一般

寄附を行った法人を
契約の相手方とすること

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約

【Q5-2-1】(新設)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約

【Q5-2-2】(新設)

すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること

【Q5-2-3】(新設)

ネーミングライツ

寄附を行った法人をネーミング
ライツ契約の相手方とすること

有償のネーミングライツ契約

【Q5-3-1】(新設)

無償のネーミングライツ契約

【Q5-3-2】(新設)

施設等の利用

寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により
整備された施設等を利用させること

【Q5-4】(新設)

寄附法人の子会社等

寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること

【Q5-5】(新設)

契約関係類似の関係

寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること

【Q5-6-1】(新設)

すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること

【Q5-6-2】(新設)

- ↳ 契約関係にある共同企業体
に参画している法人
- ↳ 出資等を行う法人
- ↳ 指定管理者である法人
- ↳ 指定金融機関である法人

そ

の

他

法人にとってのメリット

【Q11】(新設)

企業版ふるさと納税の寄附募集にあたって 一寄附受入れに至る流れ等一

1. 庁内の体制づくり

- 地域再生計画の認定を受ける
※申請時点において具体的な寄附の見込みが立っていても認定を受けることは可能
- 企業版ふるさと納税の担当部局が各部局に制度を周知
(幹部が集まる会議や、庁内ネット掲示板などを利用)
- 横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、寄附活用事業の企画・立案や寄附集めで連携



2. 企業のリストアップ



- 企業版ふるさと納税の担当部局が、産業振興の担当部局等に企業情報の提供を依頼
- 寄附を依頼する企業の候補をリストアップし、庁内に共有



3. 企業へのアプローチ

- 寄附活用事業をPRするチラシ等を作成し、企業に送付
- 電話やメールで、寄附活用事業の必要性や企業にとってのメリットを説明
- 前述のアプローチで関心を持った企業と面談
- 企業の業績や決算時期を踏まえたアプローチ

～寄附活用事業の告知方法～

- ホームページや広報誌に掲載
- 地元メディアに情報提供をすることで記事化
- 関連イベントで告知
- 内閣府ホームページへの掲載

～アプローチの主体～

- 都道府県が、管内市町村の寄附活用事業を取りまとめて企業に発信するなど、リーダーシップを発揮することで、地域全体の寄附獲得につながるケースも
- 首長や幹部職員がアプローチをかけることで、企業の経営者との面談が実現し、寄附につながるケースも
- 寄附依頼先の企業と接点のある外部の人物に協力を得たことで、寄附につながるケースも

～リストアップする企業の例～

- 寄附活用事業と関連の深い事業を行っている
- 経営者が出身者
- 支店や工場が立地
- 首長や職員とつながりのある人物が企業に在籍
- 包括連携協定を締結している企業 など

4. 企業からの寄附



5. 寄附受入れ後のフォロー

- 寄附企業名等を積極的に発信
 - ・地方公共団体のホームページや広報誌に寄附企業名等を掲載
 - ・寄附活用事業により整備された施設等に、寄附企業名入りの銘板を設置
 - ・寄附目録の贈呈式など、記者会見の場を設ける
- 寄附を活用して整備した施設の完成式典等に招待
- 寄附活用事業の進捗報告
(寄附がどのように活用されたかや、取組の効果等)

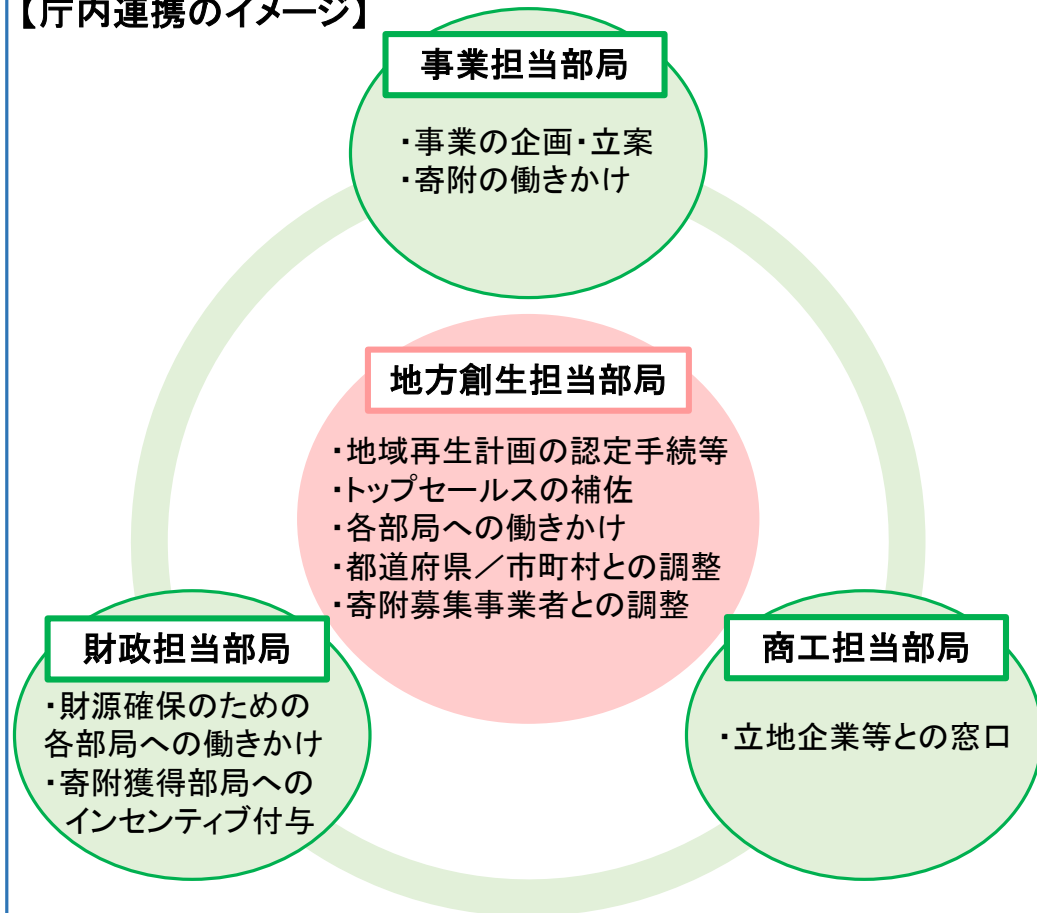


次年度以降の継続的な寄附に！

企業版ふるさと納税の寄附募集にあたって 一連携体制ー

企業にとって魅力ある事業を提案し、効果的に寄附を集めるためには、全庁的な連携（役割分担と情報共有）や都道府県と市町村との連携が重要です。

【庁内連携のイメージ】



※税務担当部局にも適宜相談しながら、本税制の活用に向けた連携を進めてください。
※上記はイメージであり、具体の連携体制は各地方公共団体において定めてください。

特徴的な取組(例)

<北海道>

・北海道を応援する企業等のネットワークとして「ほっかいどう応援団会議」を発足。ポータルサイトや、企業を対象としたセミナー等を通じ、道や道内市町村が応援を求める取組について広くPRを行っている。また、応援団会議に関する庁内連携会議を設置し、情報の共有を図っている。

<新潟県>

・庁内において、本税制の積極的な活用を呼びかけるほか、企業向け案内資料（寄附の依頼文（知事署名入り）、事業概要資料）、企業リストを共有し、重複なく円滑に企業回りができるよう、工夫している。

企業版ふるさと納税の寄附募集にあたって 一企業へのアプローチ

- 新型コロナ禍の影響によって企業訪問等、従来の寄附募集の方法が行いづらい状況にある
- 令和2年度上半期に多くの寄附を集めた地方公共団体では、以下の方法により企業へアプローチしている例がある
 - ・ 税額控除割合が引き上げられたことにより、企業の注目が高まったことから、新たに幅広く企業向けに**チラシやダイレクトメールを送付**し、興味を示した企業に対し個別説明を実施
 - ・ 新型コロナ禍の影響により、継続して寄附を受けている企業に対し、**電話等で寄附を呼びかけ**
 - ・ **企業の関心の高い事業**に対し寄附を受け付けていることを**ホームページにて公表**

○新たに幅広く企業向けにチラシやダイレクトメールを送付した地方公共団体

北海道八雲町	・個別事業毎にPR用のチラシを作成し、関連企業(経営者が町出身者の企業等)に送付。 ・関心を示した企業に対し、町長のトップセールスを実施 ・計33社の企業より、寄附(申し出のみを含む)を受ける
鹿児島県薩摩川内市	・企業にダイレクトメールや手紙を送付。関心を示した企業に職員が寄附の呼びかけを実施 ・計11社の企業より、寄附(申し出のみを含む)を受ける

○新たに幅広く企業へ寄附を呼びかけるとともに、継続して寄附を受けている企業に対し電話等で寄附を呼びかけた地方公共団体

兵庫県たつの市	・市内立地企業や継続して寄附を行う企業等に対し、トップセールスや企業版ふるさと納税担当者が、電話等で寄附の呼びかけを実施 ・前年度から継続して寄附を行う企業も含め、計21社の企業より、寄附(申し出のみを含む)を受ける
---------	---

○関心の高い事業に寄附を受け付けていることをホームページにて公表した地方公共団体

大阪府	・新型コロナウイルス感染症に係る事業等に寄附を募集。PR資料を府のホームページに掲載 ・計17社の企業より、寄附(申し出のみを含む)を受ける
熊本県	・令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興分野に寄附を募集。豪雨による被害に対して関心が高まっていたことから、県ホームページ上で寄附を募集している旨を広報 ・計16社の企業より、寄附(申し出のみを含む)を受ける

企業版ふるさと納税を活用するメリット ー企業の皆様からの声ー

企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつながりました。
- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつながりました。

企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。
- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につながりました。
- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。
- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。

地方公共団体等との新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。
- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。

SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のためにも重要なテーマですが、自社だけで推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。

被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。

創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができたのではないかと考えています。

寄附活用事業が社員にとってもプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。

「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/tiiki_index.html

- 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/sp_kifu/index.html

- 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご利用ください。



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/sdgs_bunkakai.html

参考 [企業版ふるさと納税ポータルサイト] 掲載資料

企業版ふるさと納税活用事例集 P.8より

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>

企業版ふるさと納税活用促進に向けた取組 ―企業と地方公共団体とのマッチング会―

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、**官民連携の場**として、2018年8月31日に「**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**」を設置。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界をよりよくする17の目標



- 会員数：5,736団体（2021年7月末時点）
〔 都道府県及び市区町村：972団体 / 関係府省庁：13団体 / 民間団体等：4,751団体 〕

- 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置（2021年6月末時点：48分科会）。

- SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

企業版ふるさと納税 分科会（企業195団体、地方公共団体378団体 ※R3.8時点）

課 題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

分科会会員数の推移



○2020年度開催実績

- 第1回：8月 26日（WEB開催）自治体72団体、企業34団体
- 第2回：10月 1日（WEB開催）自治体147団体
- 第3回：10月 29日（WEB開催）自治体42団体、企業31団体
- 第4回：12月 9日（WEB開催）自治体62団体、企業33団体
- 第5回：1月 22日（WEB開催）自治体116団体、企業87団体
- 第6回：2月 25日（WEB開催）自治体82団体、企業77団体

○2021年度開催実績・予定（合計6回程度開催予定）

- 第1回：7月15日（WEB開催）自治体149団体、企業58団体

第2回：9月 2日（WEB開催）

第3回：10月13日（水）WEB開催予定

・自治体向けのセミナー（企業への効果的なプレゼンテーションや個別面談時の対話の手法等）、模擬プレゼンを実施

・企業版ふるさと納税（人材派遣型）についての説明を実施

・企業からのプレゼンテーションを実施

・企業版ふるさと納税（人材派遣型）のプレゼンテーション及び個別面談を実施

・メインテーマを設定（①スポーツ・文化の振興、②脱炭素社会の実現）

・自治体（今治市）による取組事例発表

・企業からのプレゼンテーションを実施

・企業版ふるさと納税（人材派遣型）のプレゼンテーション及び個別面談を実施

・メインテーマを設定（デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決）

・企業からのプレゼンテーションを実施

・企業版ふるさと納税（人材派遣型）のプレゼンテーション及び個別面談を実施

・メインテーマを設定（①脱炭素社会の実現、②国土強靱化、③新型コロナウイルス感染症対策）

・自治体（新潟県）による取組事例発表

・企業からのプレゼンテーションを実施

・企業版ふるさと納税（人材派遣型）のプレゼンテーション及び個別面談を実施

内閣府主催マッチング会をきっかけに寄附につながった事例

内閣府主催のマッチング会をきっかけとして、寄附につながっている事例が複数あるほか、マッチング会をきっかけに企業と協議を継続している事例も、少なくとも38件あった。

企業との接点を作るために、ぜひマッチング会に積極的にご参加いただきたい。

※フォローアップの調査時期：令和2年12月～令和3年3月

令和元年度

【東京都町田市】

参加分科会 : 第4回（2019年11月開催）
寄附企業名 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
寄附金額 : 10万円
寄附金受領時期 : 2020年3月
寄附活用事業名 : 芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト

【岩手県滝沢市】

参加分科会 : 第5回（2020年2月開催）
寄附企業 : 株式会社夢真ビーネックスグループ
寄附金額 : 230万円
寄附金受領時期 : 2020年3月
寄附活用事業名 : 最先端教育の実施と若者と企業の交流促進による「滝沢人」市場価値向上プロジェクト

令和2年度

【兵庫県姫路市】

参加分科会 : 第7回（2020年10月開催）
第10回（2021年1月開催）
寄附企業名 : ①株式会社龍角散
②株式会社中西製作所
寄附金額 : ①200万円
②200万円
寄附金受領時期 : 2021年3月
※令和3年3月23日付け寄附成立を発表
寄附活用事業名 : スマート市民農園事業

【広島県】

参加分科会 : 第10回（2021年1月開催）
※ポータルサイトの発表資料を見て企業から連絡があった。
寄附企業名 : 非公表
寄附金額 : 200万円
寄附金受領時期 : 2021年3月
寄附活用事業名 : 「鞆・一口町方衆」応援プロジェクト

企業の「各自治体でどんな寄附事業があるか分からない。」に答えるため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。企業の方にも紹介していますので、**掲載したい事業があれば積極的にご連絡いただきたい。**

①企業版ふるさと納税ポータルサイトトップページ

- ・「特に寄附を募集している事業一覧」、「事業検索機能」を追加
- ・従来の都道府県別「企業版ふるさと納税対象事業」ページに、「特に寄附を募集している事業」、「地方公共団体HP」へのリンクを設定

①



特に寄附を募集している事業一覧

地域から探す ➡

キーワードから探す ➡

※「キーワードから探す」における検索対象は、該当しない事業であっても、企業版ふるさと納税の対象となる寄附を充当できる場合がありますので、各地方公共団体の担当窓口にお問い合わせください。

クリックで④へ

キーワードで検索可能

②寄附募集事業を分野別に分類

②

特に寄附を募集している事業・分野別

1	交通・都市計画
2	生涯活躍のまち
3	空家・空き店舗対策
4	環境保全
5	人材育成
6	結婚

クリックで③へ

③事業分野別に各地方公共団体の事業を一覧化

③

特に寄附を募集している事業一覧（関係人口の創出・拡大）

地方公共団体名	特に寄附を募集している事業名
北海道旭川市	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
北海道室蘭市	室蘭市まち・ひと・しごと創生に関する事業
北海道北見市	地域資源カールリングを活用した知名度向上と交流人口拡大のための拠点づくり
北海道苫小牧市	苫小牧版地方創生事業
北海道美瑛市	《美瑛ブラックダイヤモンド》応援プロジェクト
北海道士別市	士別市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道根室市	日本遺産「鮭の聖地の物語」ブランディング事業
北海道滝川市	滝川市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道登別市	登別市情報発信拠点施設
北海道伊達市	伊達市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道八雲町	産業を活性化し、働く人

クリックでPDF
↑

PDF参考例

④都道府県別「企業版ふるさと納税対象事業」ページ

④

企業版ふるさと納税対象事業（北海道）

地方公共団体	計画名	特に寄附を募集している事業名	HP	
北海道	北海道創生総合戦略推進計画	北海道未来人材応援事業	北海道HP	観光
札幌市	さっぽろ未来創生プロジェクト	さっぽろ未来創造プロジェクト	札幌市HP	まち・ひと・しごと創生

クリックでPDF
↑

クリックで各地方公共団体HPへ



愛知県小牧市

Komaki

こまきこども未来館運営事業

みんなで育てよう！「こまきこども未来館」
～子どもを中心に世代を越えて市民がつながる施設を目指して～

こまきこども未来館は、本市の子育て支援の中核施設として、
「こどもの夢への挑戦を応援する施設」
「こどもを中心に世代を越えて市民がつながる施設」
「子育て・子育ての中核となる施設」
を目指し、さまざまな「遊び」や「体験」を通じて、楽しみながらそれぞれ「学び」を見つけることができる児童館です。

「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」の理念を実現する施設として、「未来リテラシーを育む」というコンセプトのもと、子ども達にこれからの未来を力強く生き抜く力を育てる豊かな「学び」を提供し、小牧の子ども達やまちの「成長のシンボル」として、いつまでも愛される施設を目指します。

一緒に子ども達や施設の成長を支えていただける企業様をお待ちしています！



小牧市の様々な施設活動に活用できるスタジオ



施設内のシンボルとなる木造を模した大型ソフト遊具（シンボルタワー）



デジタルおもちゃを介して、保護者や子どもは体験できる「楽しい」学びが広がる施設

お問い合わせはこちら
小牧市役所 多世代交流プラザ準備室
TEL 71-8616 FAX 71-8612
mail miraikan@city.komaki.lg.jp

福岡市 FUKUOKA CITY

世界水泳選手権福岡大会開催等準備事業

2022年、21年ぶりに福岡市で開催される「世界水泳選手権」に加え、引き続き「世界マスターズ水泳選手権」が九州各地で開催されます！
新型コロナウイルス禍における新たな世界秩序の下で、元気や活力を与えてくれるビッグイベントになると同時に、世界中の人々に福岡、九州、更には日本の魅力を発信できるチャンスだと捉えています。
世界水泳を通じて新たな世界秩序の時代と一緒に盛り上げていただける企業さまのご寄附をお待ちしております！



第19回 FINA 世界水泳選手権 2022

会期：2022年5月13日(金)～5月29日(日) 17日間



第19回 FINA 世界マスターズ水泳選手権 2022

会期：2022年5月31日(火)～6月9日(木) 10日間



【連絡先】福岡市市民局世界水泳担当
電話番号：092-711-4610 メールアドレス：worldaquatics.CAB@city.fukuoka.lg.jp



奈良県明日香村

様式2

世界遺産登録推進プロジェクト

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録に向け、明日香村では全村が一丸となって様々な事業を展開しており、**2024年に登録が実現する予定**です。
本プロジェクトは世界遺産登録に向けた構成資産の調査や整備をはじめ、登録後の来訪者を受け入れを想定した周辺環境整備、さらには世界遺産のある村としての誇りを次世代に継承するための施策などの下記事業を展開していきます。
世界遺産の登録推進にご支援をお願いします。

- (1) 発掘調査の実施
- (2) 構成資産の整備
- (3) 周辺環境の整備
- (4) 景観保全の推進
- (5) 魅力発信の推進
- (6) 次世代への継承

【連絡先】
明日香村役場 総合政策課
電話番号：0744-54-2001
メールアドレス：seisaku@tobutori-asuka.jp



飛鳥高跡 高松塚古墳 キトラ古墳
酒船石遺跡 石舞台古墳

高知県 企業版ふるさと納税 主な活用事業

- 1 「若者が住んで稼げる元気な漁村づくり」を進めます！
～高知マリンイノベーションの推進による効率的な漁業生産体制への転換～
漁業者の高齢化や減少が進む中、漁業の生産性向上を図るため、生産、流通、販売の各段階でデジタル化を推進します。
(例) 漁船位置のリアルタイム追跡システムの導入 など
＜SDGs＞関連7-5-1
- 2 デジタル技術を活用した製品やサービスの開発を支援します！
～オープンイノベーションプラットフォームによる課題解決型の産業創出～
企業や大学などの技術やアイデアを組み合わせ、AIやIoTなどを活用して県内の様々な課題の解決につながる新たな製品・サービスの開発を推進します。
(例) スマートグラスを用いた農産物の選別作業の最適化 工場における業務効率化システムの開発 など
＜SDGs＞関連7-5-1
- 3 都市での木材利用の促進により木材産業の活性を図ります！
～木材需要の拡大と「土佐材」の外商促進～
木材産業の活性化を図るため、事務所や店舗の木材造り・木骨造りなど、都市での木材利用を進めます。また、顧客ニーズに基づいた付加価値の高い建築資材や木製品の開発などに取り組めます。
(例) 東京、大阪に出張した「土佐材」の営業活動 建築現場で「土佐材」の活用を推進する取組 など
＜SDGs＞関連7-5-1

- 4 「子ども食堂」を支援します！
～子どもの居場所づくり推進事業～
食の提供を通じて子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」を高知県内全域に広げることにより、子育て環境の充実に貢献します。
＜2019年度実績＞
子ども食堂開設数：20市町 77箇所
- 5 中山間地域の維持・活性化に取り組めます！
～集落活動センターの拡大・機能強化事業～
集落機能の維持や地域活動の担い手確保など、中山間地域の振興を図るべく「集落活動センター」の取り組みを支援します。
＜2019年度実績＞
集落活動センター開設数：10市町 11箇所
- 6 県内企業の「稼ぐ力」を高めます！
～中小企業の経営基盤の強化と外商の推進～
県内のもつ企業の製品企画・試作開発、設備投資、国内・海外の販路開拓まで一貫して支援します。
＜2019年度実績＞
中小企業経営者や社長など幅広い層のニーズに合わせた、アプリ開発やwebデザイン、AIデータの活用方法などを学ぶ講座を開催しました。
- 7 高知デジタルカレッジを開講します！
～IT・コンテンツ産業の振興と県内企業のデジタル化の促進～
企業経営者や社長など幅広い層のニーズに合わせた、アプリ開発やwebデザイン、AIデータの活用方法などを学ぶ講座を開催しました。
＜2019年度実績＞
高知デジタルカレッジ受講生数：430名
高知デジタルカレッジ受講生数：1,000名
高知デジタルカレッジ受講生数：80,470名
- 8 観光振興により地域経済の活性化を図ります！
① 高知ならではの自然景観や体験のプログラムを企画した観光地づくりを推進します！
～高知の自然景観や体験のプログラムを企画した観光地づくりを推進します！
～高知の自然景観や体験のプログラムを企画した観光地づくりを推進します！
② 「おもてなし」のさらなる充実を図ります！
～JR高知駅前の「おもてなし」を活用した観光情報の発信や接客イベントの開催
～高知駅前の「おもてなし」を活用した観光情報の発信や接客イベントの開催
～高知駅前の「おもてなし」を活用した観光情報の発信や接客イベントの開催
このほか、「高知県ふるさと大使」に就任された事業は、企業版ふるさと納税の対象となるケースがあります。
高知県は、令和2年3月21日、内閣府より「高知県ふるさと大使」に就任された事業は、企業版ふるさと納税の対象となるケースがあります。

令和2年度大臣表彰事例（令和3年2月1日表彰）

地方公共団体部門：埼玉県深谷市

〔埼玉県深谷市〕「郷土の偉人渋沢栄一顕彰×継承プロジェクト」（R1）

- 市出身の「渋沢栄一」翁の功績を広く周知する企画展等を実施するとともに、**渋沢栄一翁ゆかりの施設の整備を通じて、観光振興及び地域活性化を目指す**取組を実施。
- 市の職員が企業に何度も訪問して、企業との信頼関係を築き、寄附以外にも消毒関連機器の無償提供を受けるなど、**寄附企業との新たなパートナーシップを構築**している。

寄附企業：関東総合輸送(株)、湯本内装(株) ほか11社
寄附実績：55,400千円



渋沢栄一翁の肖像

地方公共団体部門：岐阜県飛騨市

〔岐阜県飛騨市〕飛騨神岡宇宙最先端科学パーク構想（H28～H30）

- 宇宙素粒子観測装置「スーパーカミオカンデ」など、**宇宙物理学研究を紹介する展示施設を整備し、最先端の宇宙物理学の魅力を広く伝え、地域のブランド化につなげる**取組を実施。
- 市長自らが企業を直接訪問して、17の企業から寄附を獲得するとともに、**官民学による一体的な取組**を行うことで、臨場感のある施設の整備につなげている。

寄附企業：三井金属鉱業(株)、飛騨信用組合 ほか15社
寄附実績：148,600千円



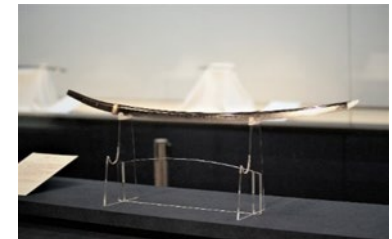
「ひだ宇宙科学館 カミオカラボ」の展示施設

地方公共団体部門：岡山県瀬戸内市

〔岡山県瀬戸内市〕「国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト」（H30～R1）

- 国宝の備前刀「^{やまとりげ}山鳥毛」を購入し、市の観光資源として活用し、**観光振興や、交流人口の拡大を図る**取組を実施。
- 国宝「山鳥毛」を里帰りさせるための購入費用などに充てるため、約1年半で**147社に及ぶ多数の企業からの寄附を獲得**している。

寄附企業：岡北生コンクリート工業(株)、(株)カルファイン ほか145社
寄附実績：312,010千円



国宝「太刀 無銘一文字（号：山鳥毛）」

令和2年度大臣表彰事例（令和3年2月1日表彰）

企業部門：株式会社鹿児島銀行

〔鹿児島県日置市〕「観光PR武将隊プロジェクト」（H30～R1）

- **市の認知度向上による交流人口の拡大**を図るため、市職員で、戦国島津氏・家臣に扮する「ひおきPR武将隊」を結成し、県内外でのPR活動を展開。また、イベント等での甲冑体験やSNS等を活用した情報発信を実施。

寄附企業：(株)鹿児島銀行（※）、(株)ムジャキフーズ
寄附実績：27,031千円（うち(株)鹿児島銀行：25,031千円）

※ 地域の活性化が、同行の継続的な発展にもつながるとの考えのもと、9つの地方公共団体に寄附を行っている。



鎧に身を包んだ「ひおきPR武将隊」

企業部門：株式会社ホクリク

〔北海道東川町〕「地方創生人材育成サイクル構築プロジェクト」（H29～R1）

- **子どもたちが将来的に「人財」として東川町に戻るサイクルを構築**するため、子どもたちの自立した人材育成を図るための環境整備、国際感覚を磨く相互交流、地域外に進学する学生や、地域外から町へ進学する学生に奨学助成等を実施。

寄附企業：(株)ホクリク（※）、(株)良品計画（ほか7社）
寄附実績：306,000千円（うち(株)ホクリク：270,000千円）

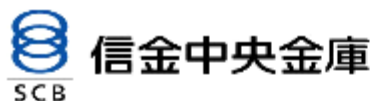
※ 北海道東川町における子どもたちの国際感覚を磨くための国際交流事業などに賛同し、同社の事業や地縁に関係なく、同町に継続して寄附を行うとともに、寄附を活用した上記事業などに企画立案段階から携わっている。



高校生海外派遣事業に参加した生徒たち

企業版ふるさと納税活用促進に向けた取組 – 信金中央金庫 –

2020年8月4日信金中金報道発表



SCB NEWS RELEASE

2020年8月4日

各位

信金中央金庫

【創立70周年記念事業】

地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」の創設について

信金中央金庫（理事長：柴田弘之、以下「信金中金」という。）は、創立70周年記念事業として、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の仕組み等を活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」（以下「本スキーム」という。）を寄附金総額10億円にて創設いたしました。

本スキームは、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、信金中金が企業版ふるさと納税を活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、もって、地域経済社会の発展に貢献することを目的としております。

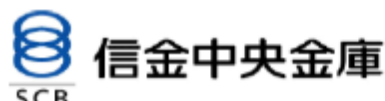
このような取組を通じて、信用金庫が地域の中核的な存在として、地域の地方公共団体とのリレーションを強化し、地域創生に向けた取組みを加速させるとともに、新型コロナウイルス感染症により疲弊している地域経済を支援してまいります。

信金中金といたしましては、今後引き続き、持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めてまいります。

「本スキームの概要等」

名 称	SCBふるさと応援団
寄附金総額	1,000百万円（予定）
寄附金額	1事業当たり10百万円以内
実施期間	2020年度より2022年度まで（3年間）
対象事業	原則として、信用金庫の本店所在地の地方公共団体が行う地域創生事業
寄附事業の選定方法	信金中金は、地方公共団体の申請書および信用金庫の推薦書を受付後、学識経験者等で構成する審査会を開催し、対象事業を選定

2021年1月8日信金中金報道発表



SCB NEWS RELEASE

2021年1月8日

各位

信金中央金庫

【創立70周年記念事業】地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」 ～2020年度の寄附対象事業の決定～

信金中央金庫（理事長：柴田弘之、以下「信金中金」という。）は、創立70周年記念事業として、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の仕組み等を活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」（以下「本スキーム」という。）を2020年7月に創設しております。

本スキームは、2020年度から2022年度までの3年間を実施期間として、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、信金中金が企業版ふるさと納税等を活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、もって、地域経済社会の発展に貢献することを目的とするものです。

今般、2020年度の寄附対象事業の募集を実施したところ、地元信用金庫の推薦を得た多くの地方公共団体から応募がありました。これらの事業につき、2020年12月に学識経験者等で構成する審査会を行い、103事業（105信用金庫・100地方公共団体）、合計1,018百万円の寄附を決定いたしました。（寄附対象事業は別紙のとおり）

※企業版ふるさと納税としての寄附額は9億98百万円

信金中金といたしましては、このような取組を通じて、地域に根差した存在である信用金庫と地方公共団体との更なるリレーションを強化することで、地域創生に向けた取組みを加速させ、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けている地域経済を応援してまいります。

企業版ふるさと納税活用促進に向けた取組 ―野村アセットマネジメント株式会社―

2020年10月19日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

地方創生に向けた寄附スキームの創設について ～投資信託でふるさと支援～

野村アセットマネジメント株式会社（CEO兼代表取締役社長：中川順子、以下「当社」）は、地方創生に向けた取組みの一環として、地域金融機関と連携して地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の仕組みを活用した寄附スキーム（以下「本スキーム」）を創設しました。

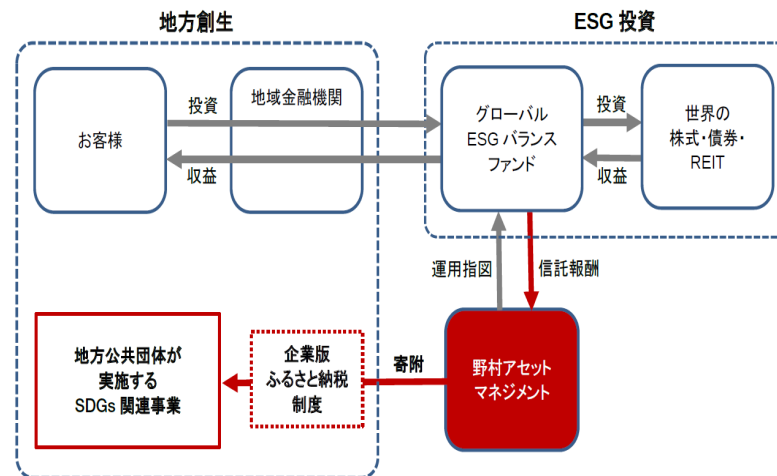
野村グループは「Drive Sustainability.」というコンセプトのもと、持続可能な社会の実現と社会的課題の解決のため、ESGに関連する活動に積極的に取り組んでおり、地方創生は当社が重視するESG課題の一つです。現在、日本が直面する人口急減・超高齢化という課題に対して、各地域は政府と一体となってそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を目指しています。その中でも地域金融機関はそれぞれが持つ知見やネットワークを活かし、地方創生の取組みに貢献しています。



本スキームでは、当社のESG運用戦略商品から当社が得られる収益の一部を、各道府県において地方公共団体が実施するSDGs関連事業に拠出します。寄附は、対象となるファンドを取り扱う各地域金融機関の販売残高に応じて、年一回実施します。対象ファンドは、地域金融機関と連携して地方創生に取り組むことが可能と当社が判断したファンドで、当初は2020年11月30日の設定を予定している追加型投資信託「グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型、（為替ヘッジなし）年2回決算型、（為替ヘッジあり）隔月分配型、（為替ヘッジなし）隔月分配型」が対象です。

当社は、今後も資産運用ビジネスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現を目指していきます。

＜本スキーム概要図＞



＜本スキームの概要＞

スキーム概要	本スキームの対象となる当社運用ファンド（以下「対象ファンド」）を取り扱う各地域金融機関の販売残高に応じて、対象ファンドから当社が得られる収益（信託報酬）の一部を寄附
対象ファンド	グローバルESGバランスファンド （為替ヘッジあり）年2回決算型、（為替ヘッジなし）年2回決算型（為替ヘッジあり）隔月分配型、（為替ヘッジなし）隔月分配型 （2020年10月19日現在） ※対象ファンドは将来見直し、追加する可能性があります
実施期間	2021年～2025年
初回寄附	2021年3月
寄附事業の選定方法	対象ファンドを取り扱う地域金融機関が本店を置く各道府県において地方公共団体が実施するSDGs関連事業の中から当社が選定

企業版ふるさと納税活用促進に向けた取組 – ヤフー株式会社 –

ヤフー株式会社 ホームページより（抜粋）

ヤフーは国内の脱炭素化および再生可能エネルギー化への取り組みの一つとして、企業版ふるさと納税の寄付先となる地方公共団体を公募する取り組み「Yahoo! JAPAN 地域カーボンニュートラル促進プロジェクト」を2021年1月21日に発表し、8月24日に第一弾となる寄付先を発表しました。

本プロジェクトでは、国内の脱炭素化などの促進を目的に、地方公共団体が行うカーボンニュートラルに向けた地方創生の取り組みを広く募集し、それに対してYahoo! JAPANが寄付を通じた支援を行います。（中略）

■第一弾寄付先について （中略）

自治体名	取り組み内容	金額（端数省略）	
1 北海道三笠市	石炭採掘跡へのCO2固定	1億円	吸収 固定
2 宮城県	海岸防災林の適正管理 藻場造成	2,700万円	吸収 固定
3 埼玉県	中小企業向けCO2見える化事業	760万円	排出 削減
4 神奈川県平塚市	波力発電の商用化と漁船の電池推進船化 発電所周辺の藻場造成	2,400万円	再エネ 発電 吸収 固定
5 新潟県	一次産業による温室効果ガスの排出抑制・ 削減・吸収源対策	400万円	排出 削減 吸収 固定
6 山梨県	果樹園での土壌炭素固定	1,000万円	吸収 固定
7 三重県尾鷲市	尾鷲ヒノキ市有林の若返り	2,600万円	吸収 固定
8 鹿児島県大崎町	リサイクル率No1の大崎システムの横展開	4,600万円	排出 削減

（中略）

【「Yahoo! JAPAN 再エネ化応援プロジェクト」概要】

■公募要件

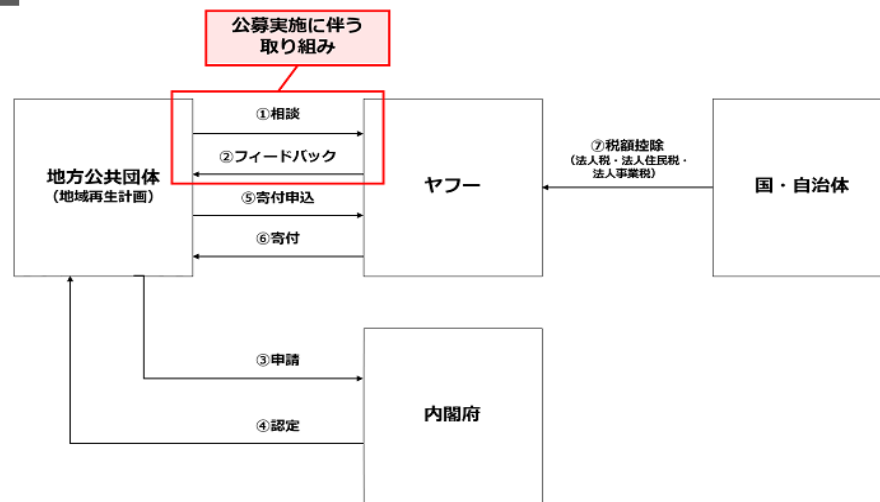
本事業の対象となる申請者は次の要件を満たす地方公共団体とする。

- ・カーボンニュートラルに向けた地方創生の取り組みであること
- ・定期的に寄付結果の報告が行えること
- ・東京都および千代田区以外の地方公共団体であること

本事業の対象となる取り組みは次の要件を満たすものとする。

- ・再生可能エネルギーの推進及び炭素固定など「脱炭素」を主目的とした取り組みであること
- ・該当の取り組みを含む地域再生計画が内閣府の認定を受けていること

■公募期間：2021年4月1日開始～終了日未定



今後のスケジュール（令和3年度）・国の担当者

※ 今後、変更が生じる可能性があります。

令和3年	9月2日	【SDGs】企業版ふるさと納税分科会（マッチング会）
	9月	第62回地域再生計画申請受付
	10月	【SDGs】企業版ふるさと納税分科会（セミナー・マッチング会）
	11月	第62回地域再生計画認定
	12月	【SDGs】企業版ふるさと納税分科会（セミナー・マッチング会）
令和4年	1月	第63回地域再生計画申請受付
	1月	【SDGs】企業版ふるさと納税分科会（セミナー・マッチング会）
	1月	企業版ふるさと納税に係る大臣表彰式
	2月	【SDGs】企業版ふるさと納税分科会（セミナー・マッチング会）
	3月	第63回地域再生計画認定

＜国の相談窓口＞ 制度・法令、広報・普及啓発、計画の認定に関するご質問はこちら

相談内容	担当課	連絡先
制度・法令に関すること	内閣府地方創生推進事務局 中島、建部、柳田	03-6257-1421
広報・普及啓発に関すること	内閣府地方創生推進事務局 菅野、西村、板井	03-6257-1421
地域再生計画の認定に関すること	内閣府地方創生推進事務局 島瀧、松下、中嶋	03-5510-2475

「企業版ふるさと納税推進リーダー」について

目 的	○ 企業版ふるさと納税の活用を促進するため、都道府県の推進リーダーを登録し、一覧化することにより、 <u>推進体制の見える化を図る</u> 。
概要・登録対象	○ 各都道府県の職員で、企業版ふるさと納税の推進に取り組むもの。 ○ 登録は2名（原則課長級以上1名、担当者1名）以上。 ⇒ <u>全都道府県で計132名を登録（2021.4.1時点）</u>

役 割	具体的な取組
活用の働きかけ	①道府県の地方創生プロジェクトへの活用促進（庁内での働きかけ） ②管内の市町村や企業・経済団体への働きかけ、説明会開催
質問対応	③企業からの質問や相談への対応
ノウハウの共有	④各都道府県内の優良事例の周知 ⑤国主催の推進リーダー研修会等を通じた優良事例やノウハウの共有

リーダーの活動例

- リーダーと東京事務所が企業訪問を実施 ⇒ 寄附の意向を獲得した
- 他県の優良事例を庁内に共有・横展開 ⇒ 働きかけが追加の寄附につながった

Q 5－1－1. 内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。	A 5－1－1. 平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。 a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。 b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。 c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。 d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。 e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。 また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることになりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。 ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。 ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。 これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記したQ 5－2－1からQ 5－6－2までの各質問に対する回答もご参照ください。 なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。
Q 5－1－2. 例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。	A 5－1－2. 一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。 ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。 ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。 ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。 これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ 5－2－1からQ 5－6－2までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容②

Q 5－2－1.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－2－1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。

Q 5－2－2.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－2－2.

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q 5－2－1に対するA 5－2－1と同様の考え方となります。

地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q 5－2－3.

地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－2－3.

過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q 5－2－1に対するA 5－2－1において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご注意ください。

Q5-3-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-3-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

Q 5－3－2.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－3－2.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。

なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場合が挙げられます。

いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容⑥

Q 5－4.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－4.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q 5－5.

地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－5.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ＆A」の改定内容⑦

Q 5－6－1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること
- ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと
- ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること
- ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること

A 5－6－1.

上記Q 5－2－1に対するA 5－2－1と同様の考え方となります。A 5－2－1をご参照ください。

Q 5－6－2.

地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること
- ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること

A 5－6－2.

上記Q 5－2－3に対するA 5－2－3と同様の考え方となります。A 5－2－3をご参照ください。

11. その他

Q 11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用するメリットは何ですか。

A 11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用して地方公共団体の地方創生プロジェクトを支援することは、当該税制の適用を受けることのほか、下記のメリット・効果につながると考えられます。

- ・ 寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上
- ・ 地域社会の活力向上などへの貢献
- ・ 創業地など縁のある地域への恩返し
- ・ 事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs 達成に向けた取組みの推進、ESGに配慮した経営の遂行
- ・ 地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築 など

詳細は、内閣府ホームページに掲載している「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」(令和3年3月)をご覧ください。(URL : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>)

併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金（普通交付税措置のみによる場合も含む。）に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。併せて、企業版ふるさと納税と併用する場合に、**優先採択などのインセンティブを付与**する。

- 8府省の96補助金・交付金（令和3年3月末時点）について、企業版ふるさと納税との併用が可能。
- 5府省の8補助金・交付金について、インセンティブを付与する。

【併用可能な補助金・交付金】96件

- ・内閣府 : 地方創生関係交付金、子ども・子育て支援整備交付金 等
- ・総務省 : 過疎地域等自立活性化推進交付金 等
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業 等
- ・農林水産省 : 農山漁村振興交付金 等
- ・国土交通省 : 地域公共交通確保維持改善事業費補助金、社会資本整備総合交付金 等
- ・環境省 : 自然環境整備交付金、循環型社会形成推進交付金 等
- ・防衛省 : 施設周辺整備助成補助金 等

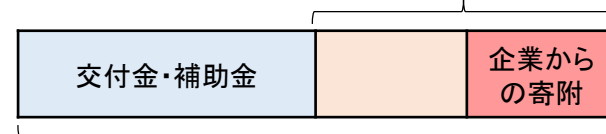
【インセンティブ付与可能な補助金・交付金】8件

- ・内閣府 : 地方創生推進交付金（一定以上の寄附を充当する場合に、事業期間の延長）
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業（優先採択）
- ・農林水産省 : 鳥獣被害防止総合対策交付金（優先採択）、農山漁村振興交付金（優先採択）
- ・国土交通省 : 社会資本整備総合交付金（配分に当たり配慮）、防災・安全交付金（配分に当たり配慮）
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（採択に当たり配慮）
- ・環境省 : 動物収容・譲渡対策施設整備費補助金（採択に当たり配慮）

＜寄附を地方負担分に充てる場合＞

※地方創生関係交付金等と同様

地方負担分



交付対象事業費

※地方財政措置を講ずる際には、企業版ふるさと納税に係る寄附金は、特定財源として取り扱う。

- ・特別交付税…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に措置率を乗じる。
- ・地方債…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に充当率を乗じる。

※地方財政措置の中でも、「特別交付税によるもの」や「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を一覧化しています。普通交付税措置のみによる補助金・交付金については、現行でも併用が認められています。

地方創生推進交付金Q&A／企業版ふるさと納税関係(一部抜粋)

○令和3年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ）に関するQ&A（抄）

2. 交付対象事業について

2-5-3 推進交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てることは可能か。

- 2019年度から、推進交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充当することを可能とした。その場合、同一の事業に推進交付金と企業版ふるさと納税を併用する事業（以下、「企業版ふるさと納税と併用する事業」という。）に関する事項がそれぞれ地域再生計画に記載され、認定を受ける必要がある。こうした企業版ふるさと納税との併用は、推進交付金の先導性に係る要件の1つである「官民協働」を推進するものとして、望ましいものである。

2-5-4 推進交付金と企業版ふるさと納税を併用しようとする場合において、留意することはあるか。

- 推進交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てることは可能であり、この場合、企業版ふるさと納税と併用する推進交付金事業に係る地域再生計画及び企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受ける必要がある。地域再生計画の作成方法は、企業版ふるさと納税と併用する推進交付金事業に係る地域再生計画及び企業版ふるさと納税に係る地域再生計画をそれぞれ作成する方法と、地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税を併用する事業に関する事項が同一の地域再生計画に併記する方法がある。加えて、別紙●企業版ふるさと納税チェックシートの必須記載（チェック）項目について該当する必要がある。
- また、2021年度における地方創生推進交付金の地方負担分へ充当する寄附見込額が200万円以上又は交付対象事業費（既に事業が実施された期間及び2025年度以降の事業費を除く、特例部分（横展開タイプの4、5年目）を含む）の1割以上の事業（広域連携事業にあつては、連携する地方公共団体の合計の寄附見込額が200万円以上又は事業費の1割以上の事業）については、横展開タイプの事業であっても、最長5年間の事業計画の申請が可能とし、地方創生推進交付金の申請事業数の上限目安（都道府県：原則9事業、中枢中核都市：原則7事業、市区町村：原則5事業）を超える申請を可能とするが、寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることを必須とする。ただし、全体事業費と比較して、交付対象事業費（既に事業が実施された期間及び2025年度以降の事業費を除く、特例部分（横展開タイプの4、5年目）を含む）が著しく少額である場合には、上記特例部分（横展開タイプ事業の4、5年目）については認められないことがある。